

和泉市意思疎通支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和泉市地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月21日制定）第2条第2号に規定する意思疎通支援事業のうち、和泉市登録手話通訳者及び和泉市登録要約筆記者（以下「通訳者等」という。）の派遣に関する事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、和泉市とする。

(通訳者等の業務)

第3条 通訳者等は次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 聴覚障がい者、音声機能障がい者その他言語機能障がい者等の手話通訳又は要約筆記（以下「手話通訳等」という。）を必要とする者（以下「聴覚障がい者等」という。）の情報の確保に努める。
- (2) 通訳者等は、自主的に講習会等に出席し、さらなる自らの技術の向上に努めなければならない。

(派遣対象者及び事由)

第4条 本事業の派遣対象者は、本市に居住する聴覚障がい者等であって、かつ社会生活上の円滑な意思疎通が困難なものとする。ただし、和泉市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が特に必要と認めたときはこの限りではない。

- 2 前項の規定に関わらず、緊急に通訳者等の派遣を必要とする本市以外に居住する聴覚障がい者等がいるときは、通訳者等を派遣することができる。
- 3 派遣の対象となる事由は、聴覚障がい者等個人が社会参加のため意思伝達の支援が必要な次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 官公庁での手続、相談に関する事項
 - (2) 医療機関受診に関する事項
 - (3) 就職、転職等の職業に関する事項
 - (4) 学校行事等に関する事項
 - (5) 生涯学習、交流等に関する事項
 - (6) その他福祉事務所長が必要と認めた事項
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には原則として派遣しない。
 - (1) 政治活動（特定の政党の政治的活動や集会等）
 - (2) 宗教活動（宗教的な活動や集会等）
 - (3) 営利活動（企業・団体・個人の営利を目的とする商品販売等の活動等）
 - (4) 定期的かつ長期にわたる活動
 - (5) その他社会通念上派遣することが適切と認められない活動

(派遣の範囲)

第5条 通訳者等の派遣の範囲は、原則として通訳者等が活動できる範囲とする。ただし、他

市町村等の手話通訳者又は要約筆記者の派遣が可能となったとき及び福祉事務所長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(派遣の申請)

第6条 通訳者等の派遣を必要とするときは、聴覚障がい者等又は代理人（以下「申請者」という。）が福祉事務所長に対し、緊急の場合を除き、原則として派遣を受けようとする日の14日前までに、和泉市通訳者派遣依頼申請書（様式第1号）又は電話等により申込みものとする。

(派遣の決定)

第7条 福祉事務所長は、通訳者等の派遣依頼を受けた場合は、直ちにその理由等を検討し、遅くとも派遣希望日の3日前までに申請者に対して、その可否を和泉市通訳者等派遣決定（却下）通知書（様式第2号）又は電話等により通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項により派遣決定を行なった場合は、通訳者等のうちから派遣可能な者を選定し、依頼するものとする。

(派遣時間)

第8条 通訳者等の派遣時間については、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時までとする。

(派遣の確認)

第9条 通訳者等は、派遣依頼を受け手話通訳等業務の後、和泉市通訳業務報告書（様式第3号。以下「報告書」という。）の提出をもって派遣の確認を受けるものとする。

(通訳者等の要件)

第10条 手話通訳者の登録要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 和泉市手話通訳者養成講座又はこれと同等の養成講座等を修了した者で、和泉市手話通訳者登録認定試験に合格した者
- (2) 大阪府の登録手話通訳者等又は手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録している者
- (3) 第1号の養成講座を修了した者と同等の手話通訳技術を有すると福祉事務所長が認める者で、和泉市手話通訳者登録認定試験に合格した者
- (4) 手話通訳者全国统一試験（社会福祉法人 全国手話研修センター）の合格者

2 要約筆記者の登録要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 和泉市要約筆記奉仕員養成講座、大阪府要約筆記者養成講座又はこれらと同等の養成講座を修了した者で、和泉市要約筆記者登録認定試験に合格した者
- (2) 大阪府の登録要約筆記者
- (3) 全国统一要約筆記者認定試験（一般社団法人要約筆記者認定協会）の合格者

(登録の申請及び決定)

第11条 通訳者等として新規登録を受けようとする者は、和泉市通訳者等登録申請書（様式第4号。以下「登録申請書」という。）に、前条に掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、福祉事務所長に提出しなければならない。

2 通訳者等として再登録を受けようとする者は、登録期間満了の2ヶ月前までに登録申請書

を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 3 福祉事務所長は、前2項の規定に基づき登録申請書の提出があった場合は、直ちにその内容等を審査し、和泉市通訳者等登録（却下）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（登録証）

第12条 福祉事務所長は通訳者等に対し、和泉市手話通訳者登録証又は和泉市要約筆記者登録証（様式第6号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

（登録の有効期間）

第13条 登録の有効期間については、平成22年4月1日から2年間有効とし、その途中で登録があった場合においても、有効期間はその期間とする。なお、平成24年度以降の取扱いについても同様とする。

（福祉事務所長の遵守事項）

第14条 福祉事務所長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）通訳者等の健康管理に配慮すること。
- （2）手話通訳等を依頼する際には、1人の通訳者等が連続して手話通訳等に従事する時間を原則として30分以内とすること。
- （3）研修の機会を設ける等、通訳者等の技術と知識の向上に努めること。

（個人情報の保護）

第15条 通訳者等は、本事業に従事するにあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

（通訳者等の義務）

第16条 通訳者等は、本事業に従事するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）業務中に知り得た聴覚障がい者等の秘密を他に洩らしてはならない。また、登録を抹消された後も同様とする。
- （2）業務中は、常に登録証を携帯し、関係者からの請求を受けたときは、これを提示しなければならない。
- （3）手話通訳等に従事した場合は、業務状況を報告書により、業務を行った月の翌月5日までに福祉事務所長に提出しなければならない。
- （4）登録の辞退又は登録事項に変更が生じた場合は、和泉市通訳者等登録（辞退・変更）届出書（様式第7号）を福祉事務所長に提出するとともに、辞退の場合は登録証を返還しなければならない。
- （5）通訳者等は、交付された登録証を損傷又は紛失等した場合には、直ちに福祉事務所長あてに和泉市通訳者等登録証損傷・紛失等届兼再交付申請書（様式第8号）を提出しなければならない。

（派遣の報償等）

第17条 通訳者等の派遣に伴う報償等は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、緊急時

の派遣の場合においては、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 派遣に係る入場料、出席者負担金その他実費負担の経費については、申請者の負担とする。
また、申請者と同行する場合の通訳者等の交通費は申請者の負担とする。

(保険加入及び災害補償)

第18条 福祉事務所長は通訳者等の派遣中における交通事故等の災害補償をするため、その保険の補償範囲内において補償するものとする。

(通訳者等の解任)

第19条 福祉事務所長は、通訳者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を解くことができる。

- (1) 登録の辞退を申し出た場合
- (2) 第16条第1号に反した場合
- (3) 第3条通訳者等の業務に反した場合
- (4) その他、福祉事務所長が不相当と認める場合

(派遣の決定の特例)

第20条 第7条第2項の規定にかかわらず、第5条ただし書きの場合においては、通訳者等でない他市町村等の手話通訳者等を派遣することができる。

- 2 前項の規定により派遣する場合の報償等については、その者の属する市町村等の定める報償等を直接又はその者の属する市町村等へ支払うものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

- 1 平成18年9月29日制定の和泉市手話通訳者派遣事業実施要綱及び平成21年11月1日制定の和泉市要約筆記通訳者派遣モデル事業実施要綱を廃止する。
- 2 この要綱の施行前に行われた和泉市手話通訳者派遣事業実施要綱第4条、和泉市要約筆記通訳者派遣モデル事業実施要綱第4条による申込みについては、この要綱により派遣の申込みがあったものとみなす。
- 3 和泉市要約筆記通訳者派遣モデル事業実施要綱の規定により、登録された者の登録有効期間は、平成24年3月31日までとする。
- 4 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年8月20日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この訓令は、令達の日から施行し、改正後の和泉市意思疎通支援事業実施要綱の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前において、この要綱の規定による様式と異なる様式により行われた申請行為等は、この要綱の規定による様式により行われたものとみなす。

附 則 (令和3年1月27日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和4年10月13日)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第17条関係)

区分	15分単位
金額	500円
内容	<p>1 派遣時間の計算は、通訳者等が自宅を出てから帰宅するまでの時間とする。ただし、通訳業務以外で私的に費やした時間は含まない。</p> <p>2 月単位の事業毎の時間数によって計算する。この場合において、15分未満の端数があるときは、15分とみなす。</p>

別表第2 (第17条関係)

区分	15分単位	
金額	500円	午前9時～午後6時
	625円	午前5時～午前9時及び午後6時～午後10時
	750円	午後10時～翌午前5時
内容	<p>1 派遣時間の計算は、通訳者等が自宅を出てから帰宅するまでの時間とする。ただし、通訳業務以外で私的に費やした時間は含まない。</p> <p>2 月単位の事業毎の時間数によって計算する。この場合において、15分未満の端数があるときは、15分とみなす。</p>	